

## 大阪市児童福祉審議会放課後事業等通告事例専門部会運営規程

### 1. 総則

大阪市における児童虐待の再発防止等を目的として、児童福祉法第 33 条の 15 に基づき、放課後児童健全育成事業等の職員による事業を利用する児童への虐待に関する通告について、本市が講じた措置等にかかる報告に対し、意見を述べるため、大阪市児童福祉審議会条例、及び同条例施行規則第 2 条、並びに運営要綱第 2 条に基づき、児童福祉審議会の下に、「放課後事業等通告事例専門部会」（以下、「部会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

### 2. 委員構成

部会の委員は、大阪市児童福祉審議会条例施行規則第 2 条第 2 項に基づき、大阪市児童福祉審議会委員長が指名する委員で構成する。

### 3. 部会の会議

- (1) 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。
- (2) 部会の会議は、部会長が招集する。
- (3) 部会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (4) 部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- (5) 部会の議決は、これをもって大阪市児童福祉審議会の議決とする。
- (6) 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の出席を求めることができる。
- (7) 部会長は、必要と認めるときは関係機関への調査を行うことができる。

### 4. 意見具申事項

- (1) 本市が所管する放課後児童健全育成事業、児童育成支援拠点事業及び児童館における、職員による事業を利用する児童への虐待に関する通告事例について、本市が講じた措置等の報告を受けたときは、その報告にかかる事項について意見を述べるものとする。
- (2) 部会が、意見を述べる内容は次のとおりとする。
  - ① 事例の問題点と課題
  - ② 再発防止に向けて取り組むべき課題と対策
  - ③ その他必要と認められる事項
- (3) 部会は、意見を述べるにあたり、特に必要があると認めるときは、関係者へのヒアリング、資料の提出等の調査を実施することができる。

### 5. 部会の開催

年 2 回定例開催することを原則とし、必要に応じ随時開催する。また審議会等の設置及び運営に関する指針第 7 の 1 の (1) アに基づき、非公開とする。

## 6. 守秘義務

部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

## 7. 事務局

部会の事務局は、大阪市こども青少年局企画部青少年課に置くものとする。

## 附則

この規程は、令和8年1月29日から施行する。